

2016年1月より共通番号(マイナンバー)がスタート

税金も

記帳も

しっかり対策

民商

消費税の増税、原材料の高騰、マイナンバーの導入など中小業者への負担と義務の押し付けが強まっています。ひとりで悩まず民商と一緒にしっかり対策して、元気に商売つづけましょう。

取り扱い注意!

危険なマイナンバー

2016年1月からマイナンバーの利用がスタート。雇用保険、健保、年金等届出書への番号記載がはじまります。事業者には、厳格な番号管理が求められ、漏洩した場合は刑事罰・罰金…義務と負担ばかり増えて大変です。成り済まし犯罪も危惧されます。民商と一緒に問題と対策を考えましょう。

民商交渉メモ

国税庁の回答

- Q: 番号記載がなくても、確定申告書は?
- A: 受理します。
- Q: 番号記載がなくても、罰則や不利益な扱いは?
- A: ありません。
- Q: 従業員等から番号を集めなくても、罰則や不利益な扱いは?
- A: ありません。
- Q: 署員から番号記載を指示された場合、従う義務は?
- A: 義務はありません、単なるお願いです。

(2015.10.27)

2015年分の申告書には番号はいりません。ご注意ください!



安心・納得の記帳・申告を

確定申告は、住民税や国保料にも連動し、融資にも必要です。最近では、無申告への「呼び出し調査」も強まっています。民商で自分にあった記帳を身につけ、納得の申告をしましょう。

民商で3つの記帳 パワーアップ

- ① 領収書整理からパソコン記帳までOK!
- ② 経費の見直し、資金ぐりなど経営に役立つ
- ③ 税金の仕組みが分かり、権利も学べる

聞ける
分かる
できる!



滞納の相談も

身銭を切らされる消費税や税務署の差押えで廃業になる人もいます。

民商では、「納税の猶予」や「滞納処分の停止」、分割納付の交渉もすすめています。

滞納・差押えは放っておかずに、民商に相談してください。

国保料や社会保険料にも適用できます。

営業とくらしの相談は 土日もOK(午前10時から受付)

0120-22-0000

詳しくはwebで 民商おおさか ウェブ検索 ツイッター: @daishoren

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円